No.282 20 APR 1981

Kainan East Rotary

DISTRICT 266 CLUB WEEKLY BULLETIN

事務所 海南市日方1294 海南商工会議所内 TEL (07348) 2-4363
例会日 毎週月曜日 12時30分 ♣才1例会のみ 18時30分 於海南商工会議所 4F
会長 田岡啓一 幹事 奥村匡敏 会報委員長 柳川和一郎 委員 島村佳郎 松田易己

才282回 例 会 昭和56年4月20日（月）午后12時30分 於海南商工会議所

1. 開 会 司 会 田岡啓一会長

2. ロータリーソング「手に手つないで」

3. 出席率報告 86.36% 会員総数 44名 出席者数 38名
   前回修正出席率 93.18%

4. 会長スピーチ 田岡啓一会長
   - 本日は雑誌週間に因んで倉橋委員長の20分にわたる卓話が用意されています。
   - 4月14日に行われました、和歌山南R.C.創立20周年記念ゴルフコンペには、当クラブから10名参加、6名受賞された由聞いております、御苦労様でした。
   - 尚4月24日（金）記念式典が、農協会館で開催される事になって居ります。会長・幹事で式典に参加して参ります。
   - 新入会員の推薦に対し皆様の審議を問いたいと思います。（詳細記載紙配布）
   - 岸君に、税務についての話を聞かせて頂く事にしましたので、宜敷くお願いします。

5. 幹事報告 奥村匡敏幹事
   - 例会場、時間及び事務所変更のご通知

   羽曳野R.C.
   例会場 南都銀行羽曳野支店2F大会議室
   所在地 大阪府羽曳野市白鳥2丁目16番36号
   事務所 同 上
   例会日 従来通り
   時 間 午後4時～5時
   ビジターフィー ¥1,000（お茶とお菓子）

   - クラブ慶弔規定により、前窪君令嬢の御結婚を、会長・幹事でお祝いに行って参りました。御多幸を祈ります。

6. 委員会報告 平尾寧章親睦活動委員長
   5月24日（日）に当クラブ担当の、和歌山西R.C.との合同ゴルフコンペにはゴルフ出来る人は全員の参加を要求致します。この頃出張なしにして下さい。

7. 雑誌週間に因んで 倉橋利幸委員長
   8月11日飯沼ガバナー公式訪問の時、委員会へのアドバイスとして、雑誌委員会はロータリー機関誌を如何に読ませるかばかりでなく、積極的に投稿して掲載

に協力すべきである、との助言をいただきました。この勧告に従い、国際奉仕委員会の主行事であった、韓国江東R.C.との交流の写真と記事を送り、昨年12月号に掲載されました。先ず一つ、仕事を終えたと思っております。

（9月17日於大阪クラブでの、地区雑誌委員長会議及びロータリーの歴史、及び現況については省略）ロータリー75年の歴史の中で、ロータリーの機関誌と称せられるものは、英語のThe Rotarian と、スペイン語のレビスタ・ロータリアンの二種類である。そもそも初期の雑誌週間は、英語のザ・ロータリアンを読ませる為に定めた行事であったが、各国に自国語で機関誌を望む声が起って来た。日本に於ては〝ロータリーの友〟が誕生した。1977年にクラブ定款を改正し、自国作成の雑誌を正式なロータリー機関誌に認める事を求めた。この改正に伴い、R.I.では各国で発行されるロータリー雑誌を、公式な地域雑誌としての資格を与える為のプログラムを設定した。その為、一ケ年の試験期間を置き諸条件の記載を求めた。必項とされているものは、次のとおりである。

⑴　年1回　The Rotarian の表紙を転載する
⑵　新R.I.会長の略歴及び年度方針
⑶　新R.I.会長の諸メッセージ
⑷　R.I.理事会の決定事項
⑸　規定審議会の報告
⑹　国際大会参加促進記事
⑺　国際大会・国際会議の記録記事
⑻　エヴァンストン便り
⑼　各種ロータリー週間促進記事
⑽　R.I.の特別プログラム・特別活動に関する事記
⑾　その他・R.I.理事会・R.I.会長・R.I.事務総長が必要と認めた記事

この様な諸条件を満たし1980年7月号の〝ロータリーの友〟が正式に地域機関誌と認定された最初の認定地域は、オーストラリヤ次いで南アフリカ、日本は三番目の認定地域となりコロンビア・ノルウェイ等は現在試験期間中となっている。

（雑誌運営委員会の構成は省略）創刊当初 3.300部、28年後の今年の3月では、90.000部に及び、通算339号に達して居ります。御静聴有難う御座居ました。

8.　税制――ロータリークラブの入会金等――について　　岸義朗君

昭和56年3月9日刊行〝週間税務通信〟39頁記載

ロータリークラブ及ライオンズクラブの入会金等9―7―15―2

法人がロータリークラブ又はライオンズクラブに対する入会金、又は会費等を負担した場合は、次による。

⑴　入会金は経常会費として負担した金額については、その支出をした日に属する事業年度の交際費とする。

⑵　⑴以外に負担した金額については、その支出の目的に応じて寄付金又は交際費とする。ただし会員たる特定の役員又は、使用人の負担すべきものであると認められる場合には、当該負担した金額に相当する金額は当該役員又は使用人に対する給与とする。と云う当局の解釈について綿密な説明があった。※尚個人の場合も大体法人の規定に準じても、良ろしいとの説明も追加されました。

ニコニコ・米山・BOX

河尻鳩親君　和歌山南R.C.20周年記念ゴルフコンペにて　7位　入賞

迫田博司君ニアピン入賞　楠部賢計君16位入賞　岸義朗君50位　西岡豊君95位入賞

次回案内　オ283回例会　昭和56年4月27日（月）午后12時30分　於海南商工会議所

会員卓話　広野旭君　深谷政男君